

第1章

計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

台東区では、2016（平成28）年度を目標年次とする「台東区産業振興プラン」を2012（平成24）年3月に策定し、「創造力あふれる産業文化都市 たいとう」の実現に向けた5つの産業振興策の方向性に基づき取組みを推進してきた。

この間、東京スカイツリーの開業や東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定、国立西洋美術館の世界文化遺産登録といった台東区産業の追い風となる動きが見られた。本区の観光産業では、国内外からの来街者を取り込むことにより、宿泊業や飲食業、広域型・観光型商店街など、幅広い産業に雇用の創出と売上増加などの経済面の波及効果を生み出している。一方で、我が国は世界に類を見ないほど急速に少子高齢化が進行しており、人口減少による産業活力の低下や消費市場の縮小等、地域の経済状況にも深刻な影響を及ぼすことが懸念されている。

また、アジア諸国をはじめとした新興国の経済成長や経済のグローバル化の進展、社会経済動向の変化に伴う急激な為替変動等に加え、TPP^{*1}（環太平洋パートナーシップ）やFTA^{*2}（自由貿易協定）、EPA^{*3}（経済連携協定）の動きなど国際貿易環境についても、様々な変化が生じている。

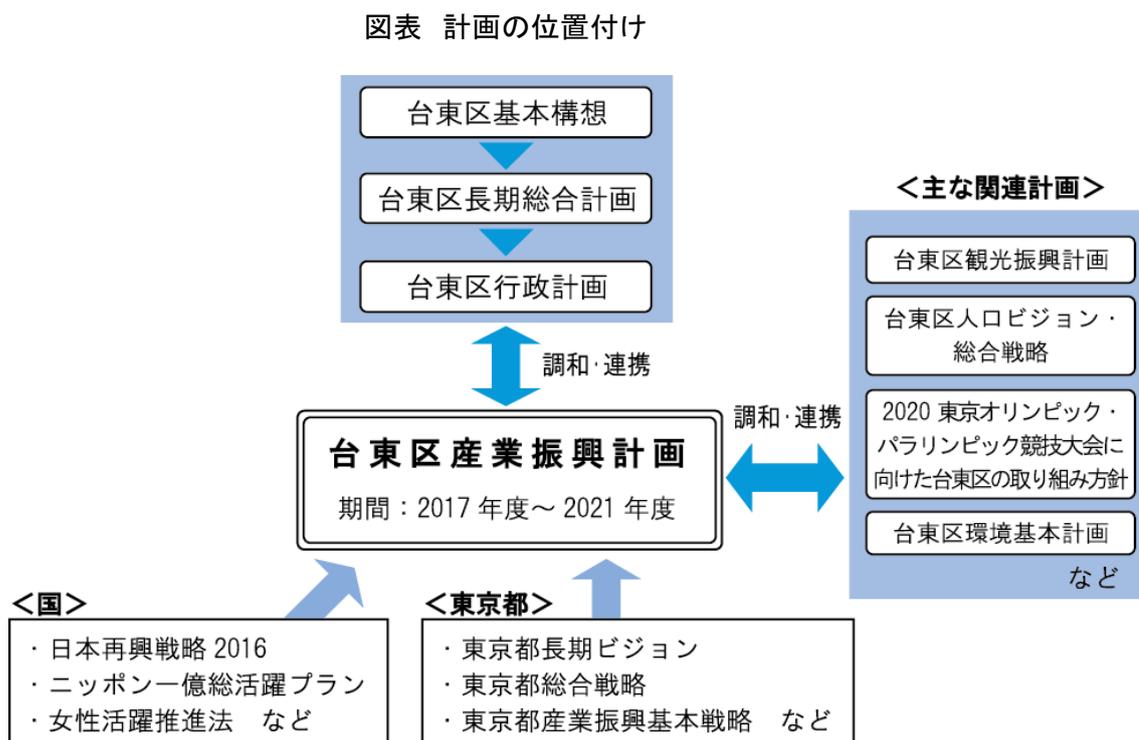
このような国内外の社会経済情勢の変化に対応し、地域経済のさらなる活性化を図るためには、台東区産業の特徴である皮革関連産業をはじめとする多彩なものづくりの地場産業や卸・小売業等の様々な産業集積を活かしながら、より効果的に産業振興施策を展開していく必要がある。また、少子高齢化が進み、持続的成長が求められる中、若者・女性・高齢者等、全ての人が働きやすい環境づくりとして、人材育成や人材確保（活用）に取り組むことが重要となる。

こうした状況を踏まえ、台東区産業の抱える課題に迅速かつ的確に対応し、台東区産業のさらなる振興を図るため、2017（平成29）年度を初年度とする5か年計画として、新たな産業振興計画を策定した。

2. 計画の位置付け及び計画期間

(1) 計画の位置付け

台東区産業振興計画は、区の基本構想や長期総合計画等のほか、国や東京都の示す産業振興の方向性や関連する計画・施策等を踏まえ、台東区が進める産業振興施策の方向性及び具体的な取組みを示すものである。また、計画の推進にあたっては、台東区観光振興計画、台東区人口ビジョン・総合戦略及び台東区環境基本計画などの関連計画等との調和・連携を図る。



(2) 計画期間

計画期間は、2017（平成 29）年度から 2021（平成 33）年度までの 5 年間とする。